

指定短期入所事業所 宮城県立拓桃園運営規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人宮城県立こども病院が設置する宮城県立拓桃園（以下「拓桃園」という。）において実施される指定短期入所事業（以下「短期入所サービス」という。）の運営について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 拓桃園は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 8 項に基づき、家庭において介護を受けることが一時的に困難になった障害児を短期入所させ、必要な支援を提供する。

(運営方針)

第 3 条 拓桃園は、介護給付費の支給決定を受けて利用する者（以下「利用者」という。）の保護者から同意を得て、各人の心身の状況に応じた短期入所サービスの提供に努める。

2 拓桃園は、利用者の人権を尊重し、かつ擁護し、利用者が安心して短期入所サービスを利用できるよう利用者とその保護者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。

3 拓桃園は、前 2 項のほか、仙台市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（平成 18 年仙台市条例第 4 号）に定める内容及び関係法令を遵守するものとする。

(名称及び所在地)

第 4 条 短期入所サービスを行う拓桃園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宮城県立拓桃園
- (2) 所在地 仙台市青葉区落合四丁目 3 番 17 号

(利用定員)

第 5 条 短期入所サービスの提供は、施設の空床を利用する。

(主たる対象者の障害の種類)

第 6 条 拓桃園における短期入所サービスの主たる対象は、肢体不自由のある障害児とする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第7条 拓桃園に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- | | | |
|------|-----------------|---------|
| (1) | 園長（管理者） | 1人（兼務） |
| (2) | 児童発達支援管理責任者（兼務） | 1人（兼務） |
| (3) | 医師 | 5人（兼務） |
| (4) | 診療放射線技師 | 1人（兼務） |
| (5) | 理学療法士 | 1人（兼務） |
| (6) | 作業療法士 | 1人（兼務） |
| (7) | 保育士及び児童指導員 | 9人（兼務） |
| (8) | 薬剤師 | 2人（兼務） |
| (9) | 看護師 | 27人（兼務） |
| (10) | 事務職員 | 7人（兼務） |
| (11) | 心理指導担当職員 | 1人（兼務） |
| (12) | ソーシャルワーカー | 1人（兼務） |

2 拓桃園は、前項に定めるもののほか、必要に応じて配置員数を超え又はその他の職員を置くことができるものとする。

(職務)

第8条 職員は、拓桃園の設置目的を達成するため、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 園長
施設の業務を統括する。
- (2) 児童発達支援管理責任者
個々の利用者について、アセスメント、入所支援計画の作成、継続的な評価等を行い、療育サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 医師
利用者の診察、健康管理及び療育上の指導を行う。
- (4) 診療放射線技師
医師の指示を受け、エックス線等の検査を行う。
- (5) 理学療法士
医師の指示を受け、基本的動作能力の回復を図るため、理学療法を用いて、治療、訓練、指導及び援助を行う。
- (6) 作業療法士
医師の指示を受け、身体的機能の維持・向上のため、作業療法を用いて訓練、指導及び援助を行う。

- (7) 保育士及び児童指導員
利用者の生活一般について指導及び援助を行う。
- (8) 薬剤師
医師の指示を受け、薬剤の調合等を行う。
- (9) 看護師
医師の指示を受け、利用者の健康管理及び療育上の指導を行う。
- (10) 事務職員
施設の運営に関する事務処理等を行う。
- (11) 心理指導担当職員
医師の指示を受け、心理指導を行う。
- (12) ソーシャルワーカー
拓桃園の入所の際や退所して地域移行する際に、家庭や地域と連携を行う。

第3章 利用者に対する短期入所サービスの内容及び利用料

(短期入所サービスの内容)

第9条 短期入所サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
 - (2) 健康管理
 - (3) 日常生活における介助等
- 2 拓桃園における短期入所サービスの利用期間は、原則として1回につき7日以内とする。
- 3 拓桃園は、利用者の入所及び退所時における送迎は行わないものとする。

(介護給付費の受領)

第10条 拓桃園は、短期入所サービスを提供した場合は、保護者から障害者総合支援法第29条第3項に規定する介護給付費の支払いを受けるものとする。

(特定費用の受領)

- 第11条 拓桃園は、短期入所サービスにおいて提供する便宜に供する費用のうち、食材料費、日用品費その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者が負担することが適当と認められるものについて、保護者から実費を受け取ることができるものとする。
- 2 拓桃園は、前項の規定により保護者が実費を負担することが必要なサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得なければならない。

第4章 利用に当たっての留意事項

(短期入所サービスの提供)

第12条 拓桃園は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合を除き、短期入所サービスの提供を行うものとする。

- (1) 拓桃園の利員状況等から利用申込みに応じられない場合
- (2) 災害等により短期入所サービスの提供が困難な場合

(短期入所サービスに関する契約締結)

第13条 拓桃園は、短期入所利用希望者の保護者に対して、障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証により受給資格を確認し、短期入所サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うものとする。

2 拓桃園は、利用を希望する児童の保護者が前項の説明を了解し、短期入所サービスの利用を申し出た場合、別に定める様式により契約を締結するものとする。

3 拓桃園は、前項の契約の締結に当たり、あらかじめ次に掲げる重要事項を記載した書面を交付し、同意を得るものとする。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) その他サービスの選択に資すると認められる重要事項

(短期入所サービスに関する契約解除)

第14条 保護者は、2日間の予告期間を置いて文書で拓桃園に通知することにより、この契約を解除することができる。ただし、次の事由に該当する場合には、保護者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 拓桃園が正当な理由なく短期入所サービスを提供しないとき
- (2) 拓桃園が守秘義務に違反したとき
- (3) 拓桃園が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

2 拓桃園は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、2日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 拓桃園に支払うべき保護者負担額を3か月以上滞納した場合において、拓桃園が期限を定めて、督促したにもかかわらず、その期限までに支払いがない場合
- (2) 利用期間中に利用者の健康状態が、拓桃園の外来医療では対応できなくなった場合
- (3) 保護者がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認められる場合

(4) 利用者が死亡の場合

(5) 天災、災害その他やむを得ない事由により拓桃園を利用させることができない場合

(施設備品の利用)

第15条 利用者は、拓桃園内の居室、設備及び器具を本来の用途に従って利用するものとする。

2 利用者が故意又は重大な過失により拓桃園内の居室、設備及び器具を破壊又は汚損した場合は、拓桃園は、原状回復に要する費用を当該利用者の保護者に請求できるものとする。

(貴重品の管理)

第16条 拓桃園は、利用者に係る貴重品の管理は原則行わないものとする。

(その他の留意事項)

第17条 その他の留意事項については、重要事項説明書によるものとする。

第5章 緊急時等における対応方法等

(健康保持及び緊急時の対応)

第18条 拓桃園は、常に入所した利用者の健康状態に留意し、日常における健康保持のための適切な処置をとるとともに、その経過を記録するものとする。

2 拓桃園は、利用者が入所中に疾病等により治療を必要とするに至った場合は、拓桃園の外来で速やかに治療上必要かつ適切な処置等を行うとともに、速やかに保護者に連絡するものとする。

3 前項の規定により、拓桃園内において診療を受けた利用者の保護者は、別途保険診療に係る自己負担額を負担するものとする。

(非常・災害時への対応)

第19条 拓桃園は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送等災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 拓桃園は、消防法令に基づき、具体的な消防計画等の防災計画を策定し、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を実施するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第20条 拓桃園は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療育サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な

措置を講ずるものとする。

- 2 拓桃園は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 拓桃園は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

第6章 その他の運営についての重要事項

(衛生管理等)

第21条 拓桃園は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 拓桃園は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 拓桃園における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 拓桃園における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 拓桃園において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 3 拓桃園は、利用者の希望等を勘案し、適切な方法により、利用者を入浴させ又は清しきしなければならない。

(虐待防止のための措置)

第22条 拓桃園は、利用者に対し児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止委員会の設置及び定期的な開催
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止に関する専任の責任者の配置
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 新規採用時及び定期的に、職員に対する虐待防止に関する研修の実施及び記録

(身体拘束等の禁止)

第23条 拓桃園は、指定入所支援の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 拓桃園は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その理由及び様態、時間、その際の利用者の心身の状況並びにその他必要な事項を記録するものとする。
- 3 拓桃園は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のため、対策を検討する委員会を定期的開催及びその結果を職員に周知徹底すること
 - (2) 身体拘束適正化に関する専任の責任者の配置
 - (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備
 - (4) 新規採用時及び定期的に、職員に対する身体拘束等の適正化に関する研修等の実施及び記録

(個人情報の保護)

第24条 拓桃園は、その業務上知り得た利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適性に対処するものとする。

- 2 拓桃園の職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 拓桃園の職員は、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 拓桃園は、他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児等の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第25条 拓桃園は、利用者等が提供した短期入所サービスに関する苦情等を申し出る窓口を設置するものとする。

- 2 拓桃園は、利用者等から苦情等を受けた場合は、必要に応じて対応策を検討し、当該苦情申立者に対して説明を行うとともに、改善可能である場合は、速やかに改善するものとする。
- 3 拓桃園は、提供した短期入所サービスに関して児童相談所、市町村の質問又は照会に応じ、協力又は必要な改善を行うとともに、福祉サービス利用に関する運営適正化委員会の調査及びあっせんに協力するものとする。

(記録)

第26条 拓桃園は、短期入所サービスの提供に関する諸記録を整備し、短期入所サービスを提供した日の属する年度終了後、5年間保持する。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、拓桃園の運営に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。